

改正後	改正前
<p>鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制 定 平成21年2月24日付第200800172719号 一部改正 平成21年7月14日付第2009000057182号 一部改正 平成22年3月17日付第2009000190476号 一部改正 平成22年10月29日付第201000119302号 一部改正 平成23年4月18日付第201100010447号 一部改正 平成23年11月17日付第201100117363号 一部改正 平成24年10月30日付第201200108118号 一部改正 平成25年11月19日付第201300125856号 一部改正 平成26年4月3日付第201300207892号 一部改正 平成26年10月24日付第201400113519号 一部改正 平成27年3月24日付第201400201208号 一部改正 平成27年10月26日付第201500114200号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号 <u>一部改正 平成29年6月20日付第201700065234号</u></p> <p>鳥取県農林水産部長通知</p>	<p>鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>制 定 平成21年2月24日付第200800172719号 一部改正 平成21年7月14日付第2009000057182号 一部改正 平成22年3月17日付第2009000190476号 一部改正 平成22年10月29日付第201000119302号 一部改正 平成23年4月18日付第201100010447号 一部改正 平成23年11月17日付第201100117363号 一部改正 平成24年10月30日付第201200108118号 一部改正 平成25年11月19日付第201300125856号 一部改正 平成26年4月3日付第201300207892号 一部改正 平成26年10月24日付第201400113519号 一部改正 平成27年3月24日付第201400201208号 一部改正 平成27年10月26日付第201500114200号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号 一部改正 平成28年11月29日付第201600129051号</p> <p>鳥取県農林水産部長通知</p>
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 (1) [略] (2) 木材産業事業体 県内に工場等の事業所を置き、県産原木又は県産材を取扱う次の事業を営む事業体をいう。</p> <p>ア 製材業及び木製品製造業（木材専門の家具製造を含む。） イ 造作材・合板・LVL・集成材製造業 ウ 原木・製品市場（木材専門の建材業を含む。） エ 木質バイオマス（バイオマスのうち木竹由来のものをいう。）を専ら燃料として使用する日本標準産業分類における電気業（発電所）及び熱供給業（以下、「木質バイオマス事業」という。）<u>ただし、県内に事業所等を有して事業活動を行う素材生産業者及び燃料用チップ、ペレット等の加工業者と安定取引協定（原則5年間以上）を締結しており、協定に基づき調達する県産原木由来のチップ、ペレット等の木質燃料（「発電利用」に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインについて）（平成24年6月18日付24林政利第37号林野庁長官通知）に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」（ただし、森林由来の原木に限る。）に区分されるものに限る。）が必要な燃料の過半を占める計画であるものに限る。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第3条～第11条 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 (1) [略] (2) 木材産業事業体 県内に工場等の事業所を置き、県産材を取扱う次の事業を営む事業体をいう。</p> <p>ア 製材業及び木製品製造業（木材専門の家具製造を含む。） イ 造作材・合板・LVL・集成材製造業 ウ 原木・製品市場（木材専門の建材業を含む。） エ 木質バイオマス（バイオマスのうち木竹由来のものをいう。）を専ら燃料として使用する日本標準産業分類における電気業（発電所）及び熱供給業（以下、「木質バイオマス事業」という。）<u>ただし、県内に事業所等を有して事業活動を行う素材生産業者及び燃料用チップ、ペレット等の加工業者と安定取引協定（原則5年間以上）を締結しており、協定に基づき調達する県産原木由来のチップ、ペレット等の木質燃料（「発電利用」に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインについて）（平成24年6月18日付24林政利第37号林野庁長官通知）に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」（ただし、森林由来の原木に限る。）に区分されるものに限る。）が必要な燃料の過半を占める計画であるものに限る。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第3条～第11条 [略]</p>

改正後

別表(第4条、6条関係)

1 補助対象経費	2 重要な変更
研修推進費 <u>(1 事業体あたり年度3人を上限とする)</u> (1) 研修費 OJT等の研修を受ける者(以下、「研修生」という。)1人あたりにつき月額152,600円を上限とし、その算出については別に定めるものとする。 (2) [略]	[略]

様式第1号(第5条、第9条関係)

平成 年度鳥取県木材産業雇用支援事業計画書(報告書)

1 事業概要 [略]

2 事業計画(実績)

(1) 県産材の利用計画 [略]

(2) 経費の統括

区分	対象者数	補助対象経費(円)	補助金額(円)	備考
研修推進費				
住居・通勤手当				
計				

(3) 事業計画(実績)表 [略]

3 労務管理や職場環境の改善に向けた対応状況 [略]

4 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無 [略]

5 事業完了(予定)年月日 [略]

6 添付書類

(1) 申請時に木製品製造等の事業を開始していない事業主体については、本事業の事業期間中又は本事業完了後速やかに事業を開始することが確実と分かる書類

様式第2号(第5条、第9条関係) [略]

様式第3号(第6条関係) [略]

改正前

別表(第4条、6条関係)

1 補助対象経費	2 重要な変更
研修推進費 (1) 研修費 OJT等の研修を受ける者(以下、「研修生」という。)1人あたりにつき月額152,600円 <u>(木質バイオエクス事業は150,600円)</u> を上限とし、その算出については別に定めるものとする。 (2) [略]	[略]

様式第1号(第5条、第9条関係)

平成 年度鳥取県木材産業雇用支援事業計画書(報告書)

1 事業概要 [略]

2 事業計画(実績)

(1) 県産材の利用計画 [略]

(2) 経費の統括

区分	対象者数	補助対象経費(円)	研修生支給予定額(円)	備考
研修推進費				
住居・通勤手当				
計				

(3) 事業計画(実績)表 [略]

3 労務管理や職場環境の改善に向けた対応状況 [略]

4 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無 [略]

5 事業完了(予定)年月日 [略]

6 添付書類

(1) 申請時に木製品製造 等等の事業を開始していない事業主体については、本事業の事業期間中又は本事業完了後速やかに事業を開始することが確実と分かる書類

様式第2号(第5条、第9条関係) [略]

様式第3号(第6条関係) [略]

この改正は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度の事業から適用する。